

栃木県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

令和2年2月13日
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続、効果等に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（栃木県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第4号）第18条から第20条までに規定する報酬を除く。）の額）の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合に他の地方公共団体から派遣されている職員については、適用しない。

(委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。